

発議第 2 号

松伏町議会委員会条例の一部を改正する条例

松伏町議会委員会条例（昭和63年松伏町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「福祉健康課」を「いきいき福祉課、すこやか子育て課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

平成29年 9 月 2 2 日提出

提出者	松伏町議会議員	高 橋 昭 男
賛成者	松伏町議会議員	川 上 力
賛成者	松伏町議会議員	吉 田 俊 一
賛成者	松伏町議会議員	福 井 和 義
賛成者	松伏町議会議員	荘 子 敏 一
賛成者	松伏町議会議員	長谷川 真 也
賛成者	松伏町議会議員	堀 越 利 雄

提 案 理 由

松伏町課設置条例の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。